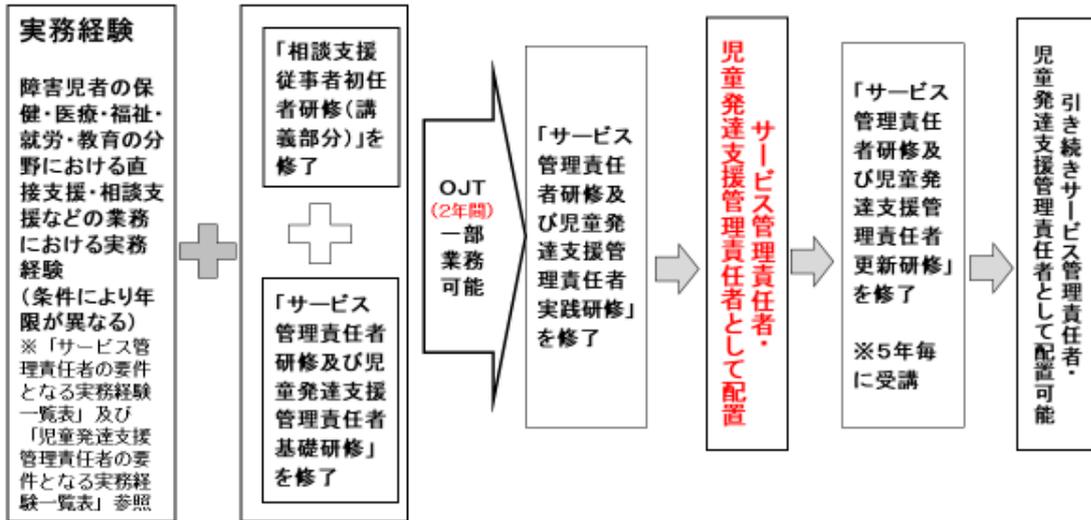


サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

令和元年度より、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）の養成に係る研修制度について見直しがされ、研修体系が改定されていますので、ご注意ください。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件

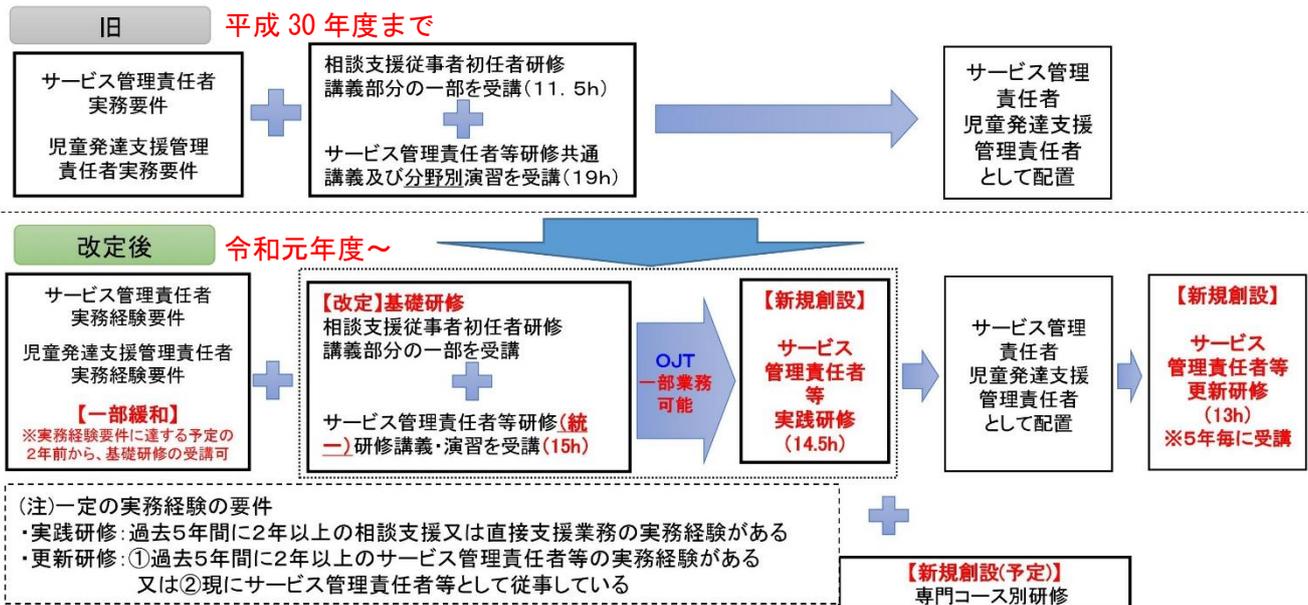


研修の受講に関する実務経験要件

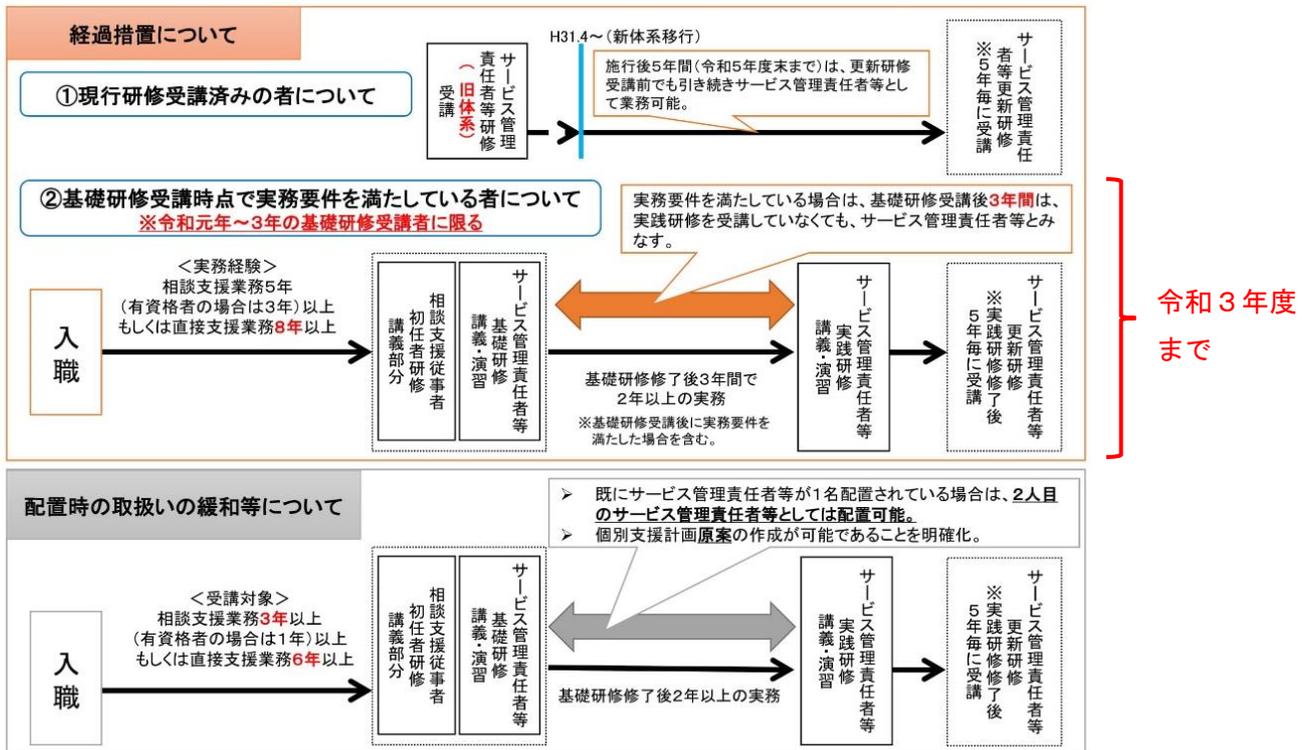
- ・基礎研修：サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての実務経験要件を満たす2年前から受講可能
- ・実践研修：基礎研修修了後、5年間に遡算して2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験があること。
- ・更新研修：①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験、又は②現にこれらの業務に従事していること。

○やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

【見直しイメージ】



【経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について】



(1) 旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について (令和5年度までの経過措置)

平成30年度までの旧サービス管理責任者等研修修了者は、令和5年度末まではサービス管理責任者等として現に従事しているものとみなし、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として業務を行うことが可能ですが、令和5年度末までの間に更新研修を受講することが必要です。

(2) 基礎研修受講時点で実務経験を満たしている者について (経過措置の終了)

経過措置として、令和元年度～令和3年度の受講者に限り、実務経験を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間はサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者とみなして配置することができましたが、令和4年度以降の基礎研修受講者については、基礎研修修了後、2年以上の実務経験を経た後に実践研修を受講し、実践研修を修了しなければサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として配置することはできません。

(3) 配置時の取扱いの緩和

既に専従かつ常勤のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者は個別支援計画原案の作成が可能 (指定基準上の人員として配置されているとみなされます)